

監査公表第 1 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき実施した定期監査（小学校等現地監査）の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 2 0 年 9 月 1 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸
同	高	野	新 一

平成20年度定期監査（小学校等現地監査）の結果報告

1 監査の実施日

平成20年 8 月5日（火）午前9時45分～

咸新小学校、北小学校、沓見小学校

平成20年 8 月6日（水）午前9時45分～

気比中学校、松陵中学校、松陵幼稚園

2 監査の対象

各小学校等における平成19年度の消耗品の購入状況、現金の取扱い状況、備品の管理状況、理科教材薬品の管理状況等

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書と各小学校等での現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各小学校等における消耗品の購入状況、現金の出納状況、備品等の管理については、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事項について適切な指導、措置を講じられたい。

（1）消耗品等の購入について

消耗品等の購入にあたっては、その物品の使用目的及び使用量等を考慮し、さらに学校間で情報の共有化を図り良質なものをより安価で購入するよう指導をされたい。

（2）備品等の管理について

顕微鏡など重量のあるものが固定されず高い場所に設置されていたが安全に配慮するよう指導をされたい。

（3）理科教材薬品等の管理について

保管庫等において管理されている薬品ビン及び実験器具等（特にガラス製）には、適切な転倒、転落防止策を講じるよう指導されたい。

（4）防災対策について

天井からの「吊り下げ式テレビ」は、地震等によりテレビがテレビハンガーから落下するおそれがあるので、安全確保のため点検のうえ必要な措置を講じられたい。